

# 子育て・親育ちの会 ハッピーサークル 規約

## 第一条「名称」

この会は「子育て・親育ちの会 ハッピーサークル」という。

## 第二条「構成」

この会は、正会員、賛助会員により構成される。

正会員 この会の目的、活動に賛同する特性や障害のある児・者を持つ親とし、運営委員会が認めた者とする。又、NPO 法人発達支援ネットワークつむぎで療育や支援を受けている児・者の親とする。

賛助会員 この会の目的、活動に賛同し支援して下さる方とし、運営委員会が認めた者とする。

## 第三条「目的」

この会は、特性や障害のある児童・者の福祉推進を図り、親の情報交換・親睦を行うことを目的とする。

## 第四条「活動」

この会は、前条の目的を達成するために、次のような活動を行う。

- 1.対象児・者に対する啓発活動。
- 2.対象児・者の福祉に関する活動。
- 3.会員相互の情報交換及び親睦。
- 4.会員に対する研修活動。
- 5.その他目的達成のために必要な活動。

## 第五条「運営」

- 1、この会には次の役員をおく。会長2名 コーディネーター1名 サポーター 有志
- 2、1 の役員によりこの会の運営委員会を構成する。
- 3、役員に任期は原則として一年とし、年度総会において選出する。(再任にあたっては、これを妨げない。)

## 第六条「事務局」

この会の事務局を特定非営利活動法人 発達支援ネットワーク つむぎ 法人本部におく。

## 第七条「会費」

会費は徴収しないものとする。

## 第八条「事業計画及び事業実績報告書」

毎年度、年度末に事業計画、事業実績をとりまとめ報告する。

## 附則

平成 30 年 4 月 1 日施行

平成 31 年 4 月 1 日改訂

令和 2 年 4 月 1 日改訂